

掛川市規則第20号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（3枚目）を次のように改める。

(3枚目)

静岡県掛川市

納入済通知書

						合計金額	円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分	
納期限		期別		通知番号			
取扱期限							

延滞金	□□,□□□□,□□□□ 円	総合計	円
納付者氏名		領収日付印	
コンビニ用	(ご注意) 金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア では納付できません。		
(掛川市/コンビニ本部控)			

□ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証
(掛川市)

期別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
取扱期限	

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

領収証書
(掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
取扱期限	



(納付者控)

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

様式第3号を次のように改める。

国民健康保険税減免承認（不承認）通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請された国民健康保険税（年度分）の減免申請について、次のとおり承認（不承認）することとしたので、通知します。

区 分	年税額	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
当初税額									
減免税額									
決定税額									
不承認の理由									
備 考									

（注）この決定に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。